地 方 自 治 法 第 百 八 + 条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 指 定 さ れ た 契 約 金 額 の 増 減 の

専 決 処 分 を L た こ ح に つ l١ て

右 の 報 告 を す る。

平 成 + 六 年二月二十 日

提 出 者 杉 並 X 툱 Щ 田

宏

専 決 処 分 を U た こ ۲ に つ い て

地

方

自

治

法

第

百

八

+

条

第

項

の

規

定

に

ょ

IJ

指

定

さ

れ

た

契

約

金

額

の

増

減

の

地 方 自 治 法 $\overline{}$ 昭 和 _ + _ 年 法 律 第 六 + 七 号 $\overline{}$ 第 百 八 + 条 第 項 の 規 定 に ょ 1) 指 定 さ れ た

契 約 金 額 の 増 減 に つ しし て 左 記 の ۲ お 1) 専 決 処 分 を L た の で 同 条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 報 告

す る

記

件 名 及 び 契 約

金

額

の

増

減

平 成 + 五 年 第 回 杉 亚 X 議 会 定 例 会 に お い て 議 案 第 四 + 七 号 に

ょ

IJ 議 決 を 得 た \neg 仮 称 荻 窪 南 地 下 通 路 整 備 I 事

変 更 前 の 契 約 金 額 金 Ξ 億 八 千 百

+

五

万

円

変 更 後 の 契 約 金 額 金 Ξ 億 八 千 百 + 九 万 六 千 二 百 円

契 約 金 額 の 増 減 金 兀 万 六 千 百 円 増

位 置 が 設 計 調 查 時 ٢ 地 相 下 違 鉄 躯 U て 体、 い 東 ることに 京 電 力 高 ょ 圧 IJ 設 ケー 計 ブ 変 更 ル

が

必 要

に

なった

等 の

地

下

埋 設 物 の

平 成 十 六 年一月二十三日

た

め。

Ξ

専

決 年

月日